

岩手県告示第173号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により、次のとおり水防警報を行う河川を指定した。

令和8年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 河川名 二級河川川尻川水系川尻川

2 指定区間

(1) 左岸 九戸郡洋野町種市第66地割字大沢64番地先（下大沢1の橋）から河口まで

(2) 右岸 九戸郡洋野町種市第70地割字下川原175番地先（下大沢1の橋）から河口まで